

長野県告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年5月8日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
室賀の里ヘルパーステーション	上田市大字上室賀19番地	平成15年5月1日
アイリスケアセンター松本笹賀	松本市笹賀3967番地3	〃 〃

(2) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
徳武クリニック	長野市大字西尾張部1022番地1	平成15年5月1日
スズラン薬局	須坂市小河原1891番地4	〃 〃

(3) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
寄りあい処とがり	下高井郡山ノ内町大字戸狩376番地4	平成15年5月1日
J A塩尻市デイサービスセンターそらが	塩尻市大字宗賀2654番地1	〃 〃
デイサービスセンターグレイスフル日義	木曾郡日義村2752番地1	〃 〃
宅老所およりなんし	佐久市大字野沢323番地31	〃 〃
サポートハウス悠々庵	駒ヶ根市東伊那栗林2566番地	〃 〃

(4) 通所リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
飯山赤十字病院指定通所リハビリテーションふきのとう	飯山市大字飯山226番地1	平成15年5月1日

(5) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームグレイスフル日義	木曾郡日義村2752番地1	平成15年5月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
J Aながの居宅介護支援事業所	長野市吉田3丁目22番16号	平成15年5月1日
長野県厚生農業協同組合連合会のぞわ居宅介護支援事業所	佐久市大字原71番地5	〃 〃

高齡福祉課

長野県告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年5月8日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問看護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
笹井医院	長野市津野841番地	平成15年4月22日
夏目外科医院	長野市早苗町35番地	平成15年4月1日
滝沢医院	長野市真島町真島2209番地	平成14年10月31日

(2) 訪問リハビリテーション

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
滝沢医院	長野市真島町真島2209番地	平成14年10月31日

(3) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
滝沢医院	長野市真島町真島2209番地	平成14年10月31日

(4) 通所リハビリテーション

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
滝沢医院	長野市真島町真島2209番地	平成14年10月31日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
訪問看護ステーションのぞわ	佐久市大字原71番地5	平成15年4月30日
訪問看護ステーションきしの	佐久市大字伴野1489番地	"/ /

高齢福祉課

長野県告示第274号

天竜川水系に係る指定区間の一級河川久米川について、昭和49年3月18日付け長野県告示第147号で指定した河川区域の一部を次のとおり変更します。

その関係図面は、長野県土木部河川課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成15年5月8日

長野県知事 田中康夫

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域。

(図面省略)

河川課

- 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン
- 株式会社ココストア
- 国分グローサーズチェーン株式会社
- サークルケイ・ジャパン株式会社
- 株式会社サンクスアンドアソシエイツ
- 株式会社スリーエフ
- 株式会社セーブオン
- 株式会社セブンーイレブン・ジャパン
- 株式会社デイリーヤマザキ
- 株式会社ファミリーマート
- 株式会社ホットスーパーコンビニエンスネットワークス
- 株式会社ポプラ
- ミニストップ株式会社
- 株式会社ローソン
- 株式会社セイコーマート

ガス課

長野県告示第275号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正します。

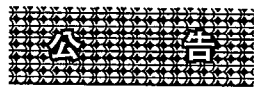
平成15年5月8日

長野県知事 田中康夫

別表第2中

「 " 本店 松本市 を
 " 伊勢町支店 " 」
 「 " 本店 松本市」に改める。

会計局



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月8日

長野県知事 田中康夫

長野県公営企業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次の者に長野県ガス供給条例（昭和46年長野県条例第20号）及び長野県ガス供給条例施行規程（昭和46年長野県公営企業管理規程第2号）の規定に基づく料金の収納事務を委託しました。

平成15年5月8日

長野県公営企業管理者 古林弘充

株式会社八十二銀行
地銀ネットワークサービス株式会社

- 1 申請のあった年月日
平成15年4月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人モングループホームハッピーハウス
- 3 代表者の氏名
小林 明
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市鼎一色108番3号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、主に介護を必要とする痴呆性高齢者に対して、介